

赤尾地区

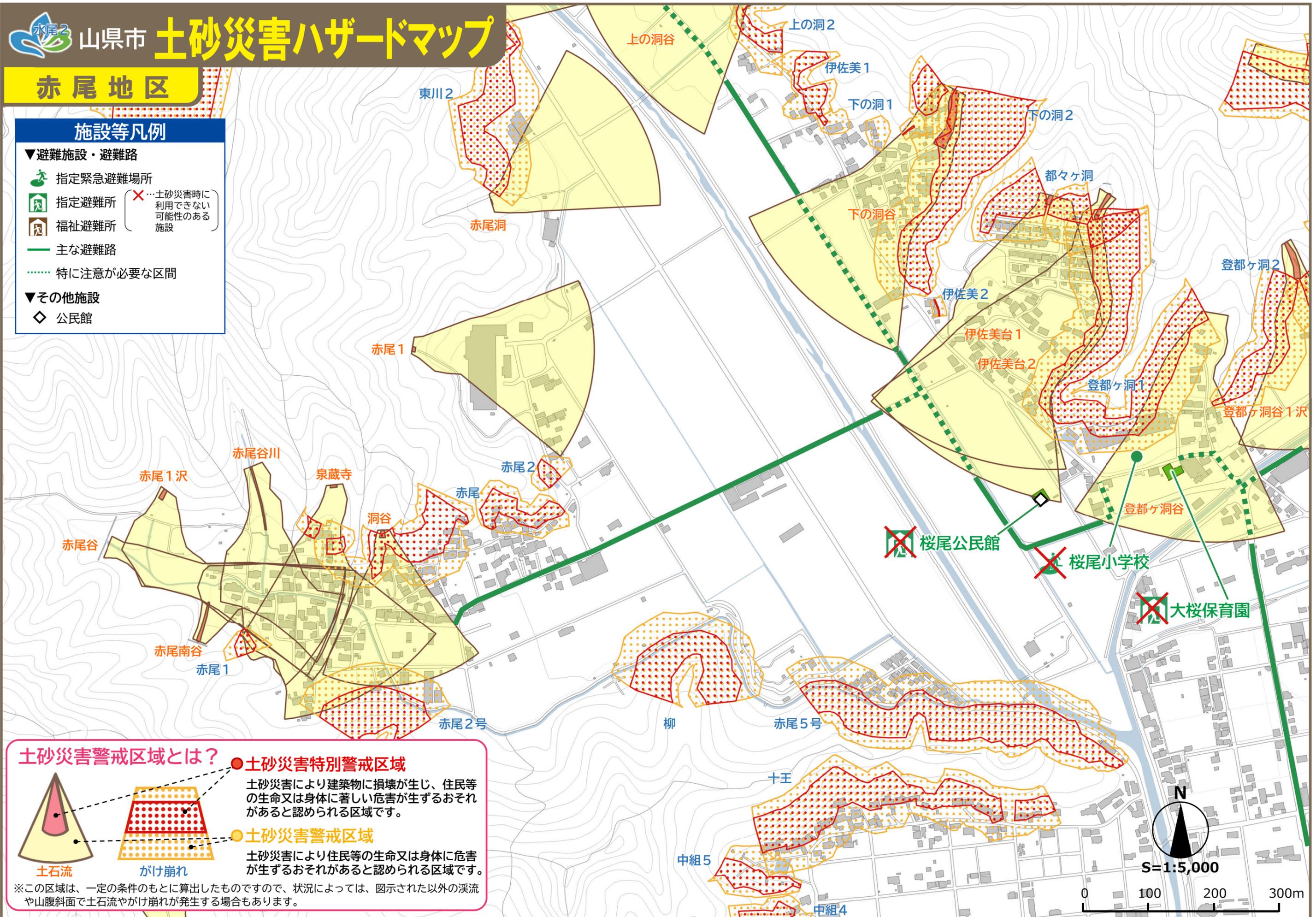
施設等凡例

▼避難施設・避難路

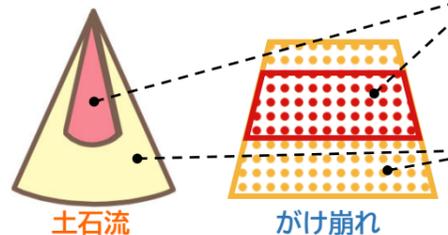
- 指定緊急避難場所
- 指定避難所 ✕…土砂災害時に利用できない可能性のある施設
- 福祉避難所
- 主な避難路
- 特に注意が必要な区間

▼その他施設

- 公民館



土砂災害警戒区域とは？



- **土砂災害特別警戒区域**
土砂災害により建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域です。
- **土砂災害警戒区域**
土砂災害により住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域です。

※この区域は、一定の条件のもとに算出したものですので、状況によっては、図示された以外の溪流や山腹斜面で土石流やがけ崩れが発生する場合があります。



S=1:5,000

